

議案第33号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年 2 月22日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

記

1 取得する財産

土地

- | | |
|---------|----------------------------|
| (1) 所在地 | つくば市みどりの中央28番地 1 及び 2 の各一部 |
| (2) 地積 | 12,400m ² |
| 2 取得金額 | 金401,760,000円 |
| 3 取得目的 | 萱丸地区宅地緑地の取得 |
| 4 財産所有者 | 水戸市笠原町978番地 6
茨城県 |

位置図

